

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る障害福祉サービス事業所での「在宅支援」についての東大和市の考え方（その2）

標記の件については、国において、以下のとおり考え方が示されています。（「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課））

なお、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、

- ・ 都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合
- ・ サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

このことについては、関連するものとして、下記の通知が発出されていますので、事業所においても参照願います。

1. 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年2月17日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）
2. 同名通知（第2報）（令和2年2月20日）
3. 同名通知（第3報）（令和2年3月10日）
4. 同名通知（第4報）（令和2年4月9日）
5. 同名通知（第5報）（令和2年4月28日）
6. 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）（令和2年3月9日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）
7. 同名通知（第4報）（令和2年4月13日）
8. 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）（令和2年3月4日東京都福祉保健局障害者施策推進部）

<上記を踏まえた市の考え方>

1. 対象事業所

生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援、就労移行支援

（グループホーム、施設入所支援、宿泊型自立訓練の利用者が感染防止の観点から自宅に戻って生活する場合も含む。）

2. 対象者

サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する者（例）知的障害、精神障害がありコロナ感染を心配して通所ができない。

しばらく遠方に避難するが、通所先からの支援を利用者が望んでいる。

公共交通機関を利用して通所しなければならず、通所途中で感染のおそれがある。

感染拡大防止の観点から、事業所が自主的に休業することができる限りの支援を行う。

3. 在宅支援の実施

（1）運営規程

あらかじめ、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておくことが望ましい。あらかじめ明記することが困難な場合は、事後的に明記すること。

今般の新型コロナウイルス感染予防に伴い、特例的に在宅支援を行う場合は、運営規程の変更は要しない。

※参考：就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について

（2）個別支援計画

あらかじめ、個別支援計画の見直しを行うことを原則とし、面談で同意を得ることが困難な場合は、電話等での確認・同意を得ることを可とし、事後的に面談を行うこと。

※参考：新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）

（3）支援の実施予定の連絡

対象者が発生した場合は、対象者に在宅支援を行う旨の説明を行い、支援内容等について同意を得ること（上記（2））。また、基本報酬を算定すること、利用者負担がある場合は、基本報酬に応じた利用者負担となることを伝えること。

あらかじめ支給決定市（東大和市）へ連絡し、①対象者及び事業所の状況、②予定している支援内容を伝え、在宅支援の可否について判断を求めること。判断を求める暇がない場合は、事後的に市の判断を求めること。

本通知以降、新規に在宅支援を実施する場合は、別紙様式「新型コロナウイルス感染症対応に伴う在宅支援開始申出書」を障害福祉課へ提出してください。

（4）支援の実施

①事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で、（ア）利用者とその接触者である家族

の体調等状況の確認や健康管理、（イ）当該利用者の相談援助及び在宅での生産活動の提供などの可能な範囲での支援を提供する。

②当該相談援助等の記録を行う。

（記録事項：健康状態の確認事項、提供した支援の内容、支援の内容の評価等）

※参考：新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）

※就労移行支援事業、就労継続支援事業については、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項についての5（3）①の支援に留意すること

4. 支援の実施後

①給付費請求に合わせて市に提出する実績記録票に「在宅支援」を行った旨がわかるよう表記する。具体的には、在宅支援を実施した日の「備考欄」に支援内容を簡潔に記載すること。

②市から、支援状況の記録の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

5. 適用期間

緊急事態宣言に基づく措置を実施すべき期間の終期まで

6. その他留意点

①訪問系サービスが在宅で提供されている場合、同一時間帯に在宅支援での報酬は算定できません。

②グループホーム入居者に在宅支援を行う場合、グループホームでの「日中支援加算（Ⅱ）」と重複して算定することはできないので、事業所間で情報共有をしてください。